



Title	国家の人権保護義務：家庭・学校における虐待問題をめぐって
Author(s)	岡本，久美子
Citation	大阪大学，1999，博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41339
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	岡 本 久 美 子
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 1 4 3 4 6 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 11 年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科公法学専攻
学 位 論 文 名	国家の人権保護義務 ——家庭・学校における虐待問題をめぐって——
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 中 山 勲 (副査) 教 授 松 井 茂 記 助教授 松 本 和 彦

論 文 内 容 の 要 旨

最近、親・保護者による児童虐待、学校におけるいじめ・体罰、夫・恋人による虐待等、家庭・学校といった、閉ざされた場における弱者に対する精神的・身体的暴力が問題となっている。これらは親子、夫婦、同級生、教師と生徒、恋人といったつながりのある者の間で起こるため、公権力の介入には自ずと限界が生じる。そのうえ、しつけ、教育的懲戒、ふざけ、日常的な喧嘩等との区別が困難な場合もあり、見知らぬ者同士の出来事と同様に扱うことはできない。しかし、人間は個人として尊重されねばならず、虐待のように人権の侵害が行われているときには、公権力は介入し、虐待されている者を保護しなければならない。もし、適切な保護をなさなければ、その責任が問われてしるべき場合もあり、日本では一般に国家賠償法等によって責任が追及されている。

他方、アメリカでは、被虐待者が合衆国法典42編1983条に基づいて、直接の加害者でない州や自治体、公務員によって、憲法上の権利が侵害されたと主張して、その民事責任を問う訴訟が起こっている。もちろんアメリカと日本とは、社会、制度、法律、組織等が異なるため、アメリカでの理論を日本にストレートにもってくることはできない。しかし、人権に対する考え、問題の視点、理論のたて方等、参考となることは多い。

そこで、まず第1章において、1983条の沿革、要件について概観する。そして、第2章において、親や保護者による児童虐待問題、第3章において、公立学校における虐待問題、第4章において、夫・恋人による虐待問題を取り上げる。各章において、それぞれの歴史・実態・対策について概観した後、被虐待者が自治体等の責任を問う1983条訴訟を挙げて、その被侵害利益（実体的デュー・プロセス、平等保護）や根拠理論等について、学説や裁判所の見解に即して検討を加える。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

わが国でも、家庭内での児童虐待、夫・恋人による暴力、学校内での体罰・いじめ等の問題が深刻化しているが、憲法上の人権の観点から国がどのような保護義務を負うかの検討は未だ極めて乏しい。

本論文は、人権の現実的保障の観点から、これらの問題に対する公的保護義務および司法介入のありようを、合衆国の判例に依って検討したものである。虐待から逃れる権利を合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項で保障さ

れる自由の一環とし、その毀損の事例について各々公的保護義務の発生と不作為の不法行為責任（合衆国法典42編1983条）を問おうとするものである。判例に曲折はあるが、連邦最高裁の指導的判決である De Shaney 事件判決（1989年）が、州の積極的保護義務を狭く限定したことに対し、著者は少数意見を参考にしながら、この限定を緩める方向を検討し、十分な説得力をもたせている。

わが国では、問題が深刻化しているわりには、法的ほり下げ（特に憲法的ほり下げ）に乏しかったところに人権の光をあて、公的責任を明らかにしようとする本論文は、今後、この問題を重要な憲法問題として議論を鼓舞するに十分な内容のもので、課程博士の学位に値すると認められる。